

～心臓血管センターからのお知らせ～

心臓血管センター医師のお話⑦
『脂質異常症のお話』



医長 武川 裕之

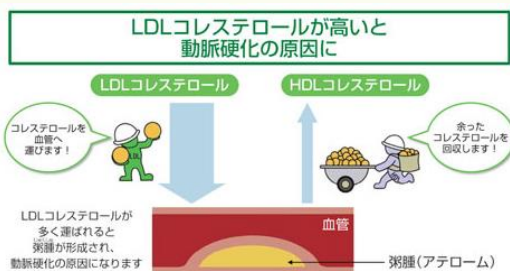
脂質異常症は、LDLコレステロール(悪玉コレステロール)が140mg/dl以上の「高LDLコレステロール血症」、HDLコレステロール(善玉コレステロール)が40mg/dl未満の「低HDLコレステロール血症」、中性脂肪が150mg/dl以上の「高トリグリセライド血症(高中性脂肪血症)」の3タイプあります。

脂質異常症そのものには自覚症状はほとんどありませんが、血中に脂質が過剰に存在すると動脈硬化を促進させるため、心筋梗塞・狭心症などの虚血性心疾患や脳梗塞などの動脈硬化性疾患を引き起こすこととなります。

脂質異常症の治療は、食事療法・運動療法など生活習慣の改善は必要ですが、高血圧、糖尿病、慢性腎機能障害、動脈硬化性疾患(閉塞性動脈硬化症、脳梗塞など)の既往のある場合は、狭心症のリスクが特に高いため、生活習慣の是正だけでは十分ではなく、

内服による治療が必要となります。

特に冠動脈疾患や脳梗塞を若年で発症している親族がおり、検診でLDL高値を指摘された場合は、「家族性高コレステロール血症」という遺伝性疾患の精査も必要となるため、思い当たることがあれば、一度心臓血管センターへご相談下さい。



事務部
中井

『高額医療の世帯合算』のお話

家族が同時に病気やけがで受診し、それぞれの一部負担金は高額療養費の自己負担限度額まで届かなくても、合算して自己負担限度額を超えていれば、申請することで高額療養費の支給を受けられます。これが「世帯合算」という仕組みです。

この場合の世帯というのは、住民票上の世帯とは異なり、同じ医療保険に加入している家族となります。例えば、祖父(後期高齢者医療被保険者)、祖母(国民健康保険被保険者)、父(国民健康保険被保険者)、母(社会保険被保険者)、子(被用者保険の被扶養者)の5人が同居している場合、同じ医療保険に加入している祖母と父、母と子は合算できます。(図1)

また、1人が同じ月に別々の医療機関に受診、入院した場合も同様に合算することが可能です。合算にはもうひとつ条件があり、70歳未満の場合は、それぞれの自己負担が21,000円を超えた場合のみ合算できます。(70歳を超える方は21,000円未満でも合算できます。)ただし、『同じ月』の医療費が対象となりますのでご注意ください。

また、合算は後からするものです。

まずは、それぞれの医療機関毎に医療費を支払う必要があります。面倒だな…と思って医療費の領収証を捨ててしまう。という方もいらっしゃると思いますが、領収証は再発行ができません。領収証は捨てずに管理して頂き、このような制度を上手に活用して少しでも費用負担を軽減させましょう。

ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。



お知らせ

※次回は4月発行予定、心臓血管センター医師から『糖尿病のお話』と、看護部から『虚血性心疾患(狭心症・心筋梗塞)治療後の生活指導についてのお話』予定です。

※乞うご期待ください